第五期環境基本計画の策定について

1 計画の枠組み

【計画策定の根拠】

· 環境基本法

地方公共団体は、(中略)国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

· 武蔵野市環境基本条例

市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、(中略)武蔵野市長期計画を踏まえ、武蔵野市環境基本計画を定めなければならない。

環境基本計画は、環境の保全について、目標及び施策の方向を定めるものとする。

市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、<u>あらかじめ武蔵野市環境市民会議の意見を聴かなければなら</u>ない。

【計画の位置付け】

- ・環境の保全に関わる全庁の基本方針及び主な取り組みを示す。
- ・市の各分野の基本計画と連携をとる。

【計画策定のスケジュール】

令和元年度	令和2年度
・調査(庁内、市民)	・目標、施策の検討
・現行計画の評価	・推進体制手法の検討
・課題抽出と整理	• 計画案作成
・骨子案作成	・パブリックコメントの実施
	・計画策定

2 計画策定にかかる推進体制

【環境市民会議】

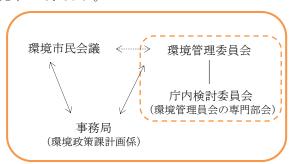
- ・環境基本計画の改定案に係る主な検討・審議
- ・常設で、市長の付属機関として、環境基本計画、年次報告書に関することや環境の保全に関する基本的事項について調査し、審議することとしており、環境基本計画の検討に必要な知見を深めていただいている。
- ・第10期市民会議の委員の任期は、平成29年12月1日~令和元年11月30日。

【環境管理委員会】

- ・市の環境保全に関する施策について総合的な調整
- ・副市長及び各部長で構成

【庁内検討委員会 (設置予定)】

- ・現行計画の進捗調査、検討資料の調整、具体的な施策の検討
- ・環境管理委員会の専門部会
- ・環境部長及び課長級職員で構成



庁内推進体制

武蔵野市環境管理委員会	庁内検討委員会(案)
◎環境部を担任する副市長	
○環境部長	環境政策課長
	環境政策課スマートシティ推進担当課長
	環境政策課環境啓発施設開設準備担当課長
	ごみ総合対策課長
	クリーンセンター所長
	新クリーンセンター建設担当課長
	下水道課長
	緑のまち推進課長
総合政策部長	秘書広報課広報担当課長
総務部長	人事課長
財務部長	施設課長
市民部長	生活経済課長
	市民活動推進課長
防災安全部長	防災課長
健康福祉部長	地域支援課長
子ども家庭部長	子ども政策課長
	児童青少年課長
都市整備部長	まちづくり推進課長
会計管理者	
水道部長	総務課長
教育部長	教育企画課長
議会事務局長	